

延滞金の計算方法

- 延滞金は納期限の翌日から計算します。

(端数計算)

一つの納期（期月）ごとに計算します。

- ・ 税額の全額が2,000円未満のときは、その全額を切り捨てます。
- ・ 税額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。
- ・ 算出された延滞金額が1,000円未満のときは、延滞金は加算されません。
- ・ 算出された延滞金額が1,000円以上で、その延滞金額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。

(計算式)

1か月経過する日までの期間の延滞金（A）＝税額（1,000円未満切り捨て）×（ア）×a ÷ 365

1か月経過後の期間の延滞金（B）＝税額（1,000円未満切り捨て）×（イ）×（b-a）÷ 365

（A）+（B）＝延滞金計（1,000円未満のときは全額切り捨て、1,000円以上のときは100円未満切り捨て）

※（ア）・・・納期限の翌日から1か月以内の延滞金割合

※（イ）・・・納期限の翌日から1か月を経過した日以降の延滞金割合

※ a ・・・ 納期限の翌日から1か月間の日数

※ b ・・・ 納期限の翌日から完納日までの日数

- 延滞金の割合

（ア）、（イ）の延滞金割合は、年によって異なります。平成12年以降、各年の延滞金割合は次のとおりです。

（1）平成25年12月31日までの各年の延滞金割合は、各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に、年4%の割合を加算した割合です。

（2）平成26年以降の各年の延滞金割合は、次のとおりです。

（ア）の率…各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に年2%の割合を加算した割合（最大で年7.3%）

（イ）の率…各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に年8.3%の割合を加算した割合（最大で年14.6%）

各年の延滞金割合

期間	割合	
	(ア)	(イ)
平成 12 年 1 月 1 日～ 平成 13 年 12 月 31 日	4. 5%	14. 6%
平成 14 年 1 月 1 日～ 平成 18 年 12 月 31 日	4. 1%	14. 6%
平成 19 年 1 月 1 日～ 平成 19 年 12 月 31 日	4. 4%	14. 6%
平成 20 年 1 月 1 日～ 平成 20 年 12 月 31 日	4. 7%	14. 6%
平成 21 年 1 月 1 日～ 平成 21 年 12 月 31 日	4. 5%	14. 6%
平成 22 年 1 月 1 日～ 平成 25 年 12 月 31 日	4. 3%	14. 6%
平成 26 年 1 月 1 日～ 平成 26 年 12 月 31 日	2. 9%	9. 2%
平成 27 年 1 月 1 日～ 平成 28 年 12 月 31 日	2. 8%	9. 1%
平成 29 年 1 月 1 日～ 平成 29 年 12 月 31 日	2. 7%	9. 0%
平成 30 年 1 月 1 日～ 令和 2 年 12 月 31 日	2. 6%	8. 9%
令和 3 年 1 月 1 日～ 令和 3 年 12 月 31 日	2. 5%	8. 8%
令和 4 年 1 月 1 日～ 令和 7 年 12 月 31 日	2. 4%	8. 7%
令和 8 年 1 月 1 日～	2. 8%	9. 1%